令和３年　第１０回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第１号	1	農地法第４条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
議案第２号	1	農地法第５条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
	2	農地法第５条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
	3	農地法第５条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
	4	農地法第５条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
	5	農地法第５条による許可申請について	R3.10.1	承認（進達）
議案第３号	1	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	R3.10.1	承認（進達）
報告事項	1	農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用不要届について	R3.10.1	受理

令和３年　　第１０回農業委員会総会議事録

１・会議名　　有田町農業委員会　第１０回総会
２・日　時　　令和３年１０月１日（金）　　午後１５時００分～１６時００分
３・場　所　　有田町庁舎３階　第４・５会議室
４・付議事項

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請について　１件
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　５件
　　議案第３号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について　１件
　　報告事項　　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用不要届について　１件

その他　　農地利用状況調査について

５・出席者
農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	久保田　保幸	4	○	松永　淳一郎	7	○	田代　美由紀
2	○	田代　修一	5	○	大串　勝美	8（副会長）	○	岩永　嘉之
3	○	古川　法秋	6	○	前田　崇文	9（会　長）	○	藤　　俊信

最適化推進委員

草野　正雄	福田　美登志	池田　俊彦	藤井　和義
岩永　敏郎	藤　　一郎		岸川　マサヨ

農業委員会事務局　　井筒克己　　永尾由美子　　前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので只今から令和３年第１０回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。１０月と言うのにこのような暑さの日が続いております。予報では２、３日続くと言われているようですね。水稲の方は、夢しずくの刈り取りが始まっていますが、私事でございますが夢しずくを作っていましたが台風により倒伏し反当６袋ほどしか収穫できませんでした。他の方々は８袋ほど取れたという事も聞いております。
本日、多くの案件を審議することになりますので、最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は９名中９名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第３条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

○議　長（会長）

日程第１議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、５番（大串勝美）、６番（前田崇文）委員にお願いします。
審議に入る前に報告事項を先に行いたいと思います。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ３４報告事項をお開き下さい。
議案書のＰ３４が届出内容で、Ｐ３５に航空写真、Ｐ３６に計画図を添付しています。
○○○在住の○○○さんが○○○に所有する田に、農業用倉庫を建築されます。なお、自己所有地への倉庫建築であり、通常は農地法４条の申請が必要ですが、２アール未満の農業用施設への転用の場合、県知事の許可は不要のため届出のみを行っていただいております。以上報告します。

○議長（会長）

報告事項の説明が終わりました。
私の方か補足説明しますと、○○○さんは以前水稲を２０アールほどしか作付けされていませんでしたが、最近は水田の賃借等もあり７、８反ほど作られていて農機具も増えたという事で倉庫建設をされたようです。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
無いようですので、これで報告事項を終了します。
つづきまして、日程第２議案第１号農地法第４条の規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１が申請内容で、Ｐ２に位置図、Ｐ３に航空写真、Ｐ４に計画図を添付しています。
令和元年に隣接地を宅地造成され、今回残り地を宅地造成されます。

○議長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○２番委員

９月２７日に現地確認を行いました。申請地は○○○になり、現地の状況はＰ２の位置図をご覧ください。位置図からいきますと、佐世保線が右から左の上の方へ走っており、それと並行して県道が走っています。左の方にマックスバリューがあります。○○○そばの踏切から１００メートル行った地点の左側が申請地となっていて、道路の右側には○○○があります。詳細はＰ３にありまして赤枠が申請地。この申請地の周囲は○○○さん所有で、黄色枠を令和元年に転用許可を受けられ住宅が建設されていましたが、道路の法面強度に問題があるのではという指摘から埋立を行われています。
３種農地であり転用するにあたり問題はないかと思われます。ご審議の程お願いします。

○議長（会長）

有田地区委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○８番委員

ありません。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
通常は建売でしか申請出来ませんが、３種農地だから宅地造成での申請が出来る旨の説明をしてください。

○事務局

基本的に、農地の転用の場合は宅地造成のみを目的とする転用は許可が出ないという事でなされています。しかし、用途地域で第一種住居地域とか工業地域とかいろいろありますが、都市計画の中でどういう風に使うといった使い方を示してあります。この中であれば宅地造成すると言った目的でも転用が出来るとなっています。転用が可能な場所となっています。

○議長（会長）

通常は建てて売る建売だけれども、用途地域は宅地造成が出来るという事です。

○事務局

補足になりますが、有田町は合併しており東地区に都市計画が定めてあり西地区には定めはありません。合併したことにより有田町全域が土地計画地域となりますが、用途地域は東地区にしか存在しません。また、この３種農地の取り扱いには、用途地域でなくとも駅や役場から３００メートル距離によっても３種農地になります。しかし、宅地造成を目的とした転用は３種農地であっても用途地域に限定されます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

始末書が提出されたと言われましたが、申請すればいいという事ですか。

○事務局

始末書を提出していただき農地転用申請を行ってもらいます。申請人の始末書が二度三度と続くと指導等も必要になります。

○最適化推進委員

町民の皆さんに周知徹底する必要がありますね。

○事務局

年に１度の広報誌に掲載を行っていますが、改めて次回の掲載時には強調して掲載したいと思います。

○最適化推進委員

都市計画について教えてください。

○事務局

バブル前でしたか、無計画に都市が広がっていくといったことからある程度整理しようと都市計画が作られたのではなかったかと思います。
この辺りは住居にして、この辺りを工場にしてというかたちでですね。建設課の方で都市計画をもっていますが、西地区もするかしないかという話にはなりましたが、現段階ではそこまで至っていません。今後、無計画に住宅がどんどん広がっていった時には計画の必要性が検討されるのではないかと思われます。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第１号農地法第４条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ５が申請内容で、Ｐ６に位置図、Ｐ７に航空写真、Ｐ８に計画図、Ｐ９に断面図を添付しています。
隣接地に新築住宅を建設されます。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

９月２７日に現地確認を行いました。申請地は○○○で、場所について位置図で言いますと、○○○先に○○○跡地から線路を隔てた場所になり旧道沿いになります。内容に関しましては事務局の説明のとおりで、土地を息子さんに貸し住宅と倉庫を建設されます。何ら問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（会長）

地元委員の補足説明があればお願いします。

○最適化推進委員

何ら問題はないと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による申請２番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１０が申請内容で、Ｐ１１に位置図、Ｐ１２に航空写真、Ｐ１３に計画図を添付しています。
～資料の読み上げ～
申請地は一部分筆され申請されます。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○２番委員

９月２７日月曜日に行いました。申請地は○○○地区になりまして、Ｐ１１の位置図にて説明しますと、下の方から上の方へ県道大木有田線が走って

います。下の方は〇〇〇のロータリーから上がってきたところになり、そこから３５０から３７０メートルきた所に鮮魚店がありましてその鮮魚店から一つ先が〇〇〇さんの住宅になります。そこから〇〇〇地区内への町道を入って行きますと説明がありました申請地となります。Ｐ１２の航空写真で見ますと、南側が山手になりまして申請地周囲はほとんどが〇〇〇さんの所有です。用水路の心配もありますが、用水は右側から左へ流れるようになっており川下の方になり周辺の農地への影響はないかと思われます。そしてここ一帯は段々畑と言ったがいいでしょうかいびつな形の田んぼとなっています。今回該当の土地もＬ字になってみたりひょうたん型になってみたりで農地として非常に利用しづらいと思います。特にそのような事から問題はないかと思われます。ご審議の程お願いいたします。

〇議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請２番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請３番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

〇事務局

議案書のＰ１４が申請内容で、Ｐ１５に位置図、Ｐ１６に航空写真、Ｐ１７に計画図、Ｐ１８に断面図を添付しています。
～資料の読み上げ～
二世帯住宅を建設されます。

〇議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

〇６番委員

先程同様９月２７日に現地確認を行いました。場所についてはＰ１５の位置図の方がわかりやすいと思いますのでお開き下さい。南側は有田川です。ここの場所から少し行ったところが焱博へ行く四つ角になります。土地は、農地としての活用は難しい状況ですのでここに新しく住宅を建てられるという事で何ら問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

参考事項にあります法定外公共物（里道）占用について個人でも申請が可能なのですか。

○事務局

今回の申請に関しましては、お家からの排水をどうするかがあります。道を借りるというのではなく、道の下に管を埋設する事から借りるというような事から占用申請となります。場合によっては里道を借りるという占用もありますが、Ｐ１７配置図にて説明しますとお家の北東側に緑の線が入っているかと思います法定外公共物占用許可済という事で VP１００こちらがおうちからの排水を道を挟んで反対側の水路に流すための管を埋設されます。この管の部分が占用になります。

○議　長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号申請３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請３番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請４番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１９が申請内容で、Ｐ２０に位置図、Ｐ２１に航空写真、２２に計画図、Ｐ２３に求積図、Ｐ２４に断面図、Ｐ２５に平面図を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○２番委員

同じく９月２７日に現地確認を行いました。申請地は○○○地区になります。位置図を見て説明いたしますと、○○○から○○○の方に道があります。○○○の方から○○○の方に下って行きまして○○○と交差したところに○○○橋というのがありまして、その橋を渡らずに右手の方に３０メートルほど行ったところが申請地となります。ここは、○○○と○○○川の間に挟まれた場所でＰ２１の方の状態になります。申請地の周辺は三辺全部住宅地です。譲渡し人は佐世保市から耕作しに来られるという事は考えにくく有効利用される事は良いのではないかと思われます。申請地にアパートが建設されるとどういう影響があるかと言うと、申請地東側は地目が田となっていますが、実際は駐車場になっています。また、北側が畑となっていますが、倉庫が建てられている状況ですので、周辺への影響はないものと思われます。ご審議の程お願いします。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

こちらも道路法２４条工事承認とありますが、道路側溝工事をされるんですね。

○事務局

そうです。

○最適化推進委員

隣接里道改造承認済ともありますが。

○事務局

東側に里道があり、こちらをきれいに整備されるという事です。

○最適化推進委員

里道の管理はどこですか。

○事務局

地元管理です。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号申請４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請４番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請５番について議題とします。
なお、議案第３号農地転用後の事業計画変更承認申請１番が関連しますので一括審議とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２６が申請内容で、Ｐ２７に位置図、Ｐ２８に航空写真、２９に計画図を添付しています。
～資料の読み上げ～
続きまして農地転用許可後の事業計画変更承認申請１番について議案書のＰ３０が申請内容で、Ｐ３１に航空写真、Ｐ３２に変更前後計画図、Ｐ３３に断面図を添付しています。
令和３年６月許可を受けられましたが、北側一部を追加される事になり変更申請されます。

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

先程と同じく９月２７日に現地確認を行いました。場所につきましては、○○○地区になります。○○○の○○○交差点から鉄橋をくぐって○○○神社の左の方へ向かい、神社の手前になります。先ほど事務局からの説明がありましたとおり許可されているところの奥がしに地になっていたので拡張を計画されたと思われます。問題はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
前回の申請時になぜこの土地を残してあるとやろうと話になったもんね。今回近くの方に聞いたら以前交換してやり取りしてあったけん贈与でさすと聞いたら説明さしたもんね。

質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
採決は別々に行います。
議案第２号申請５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請５番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農地転用後の事業計画変更承認申請１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により農地転用後の事業計画変更承認申請１番は県知事に意見書を送付いたします。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。
これにて、令和３年第１０回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、１１月１日（月）の予定です。

総会　１６時００分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長　　署　名　　藤　　俊信

署　名　５番　大串　勝美

署　名　６番　前田　崇文

書　記　　永尾　由美子